

外務省総合外交政策局ハーグ条約室
長官印



総ハ条合第 263 号

平成26年3月17日

関 係 各 位

外務省総合外交政策局ハーグ条約室長



「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」の周知依頼について

本年4月1日に、我が国について、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が発効するとともに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成26年政令第11号。以下「政令」という。）が施行されます。

法第5条第1項（第20条において準用する場合を含む）及び第15条第1項（第25条において準用する場合を含む）並びに政令では、外務大臣が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の管理者に対し子の住所等及び子の社会的背景に関する情報の提供を求めることができることとされていますところ、その実施要領を別紙のとおり策定しました。つきましては、各病院及び診療所において実施要領に基づいた対応を行って頂けるよう、貴省より周知方お願いします。

付属添付

本信送付先 厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長

厚生労働省年金局事業企画課長

日立造船株式会社

日立造船株式会社 営業部 営業課

氣賀勝義 一 関東支社 企画部 部長

誠実の精神をもって職場の士氣の向上と効率化、並びに労働環境の改善に貢献するため、本年も又大変お忙しい中大変お仕事頑張ります。

高齢化社会が進む中で、労働環境の整備に対する取り組みがますます重要になります。

また、労働安全衛生法の改正により、より効果的な安全管理が求められます。

今後も、労働安全衛生法の遵守と労働環境の改善に努め、労働者の安全と健康を守り、効率的で安全な労働環境を実現してまいります。

また、労働安全衛生法の改正により、より効果的な安全管理が求められます。

今後も、労働安全衛生法の遵守と労働環境の改善に努め、労働者の安全と健康を守り、効率的で安全な労働環境を実現してまいります。